

序章 都市マスタープランについて



1. 都市マスタープランとは
2. 策定の趣旨
3. 都市マスタープランの役割
4. 都市マスタープランの位置づけ
5. 都市マスタープランの目標年次
6. 都市マスタープランの対象区域
7. SDGs との関連

1. 都市マスタープランとは

都市には、大勢の人が集まって生活しており、その都市を安全で魅力あふれる空間にしていくためには、一定のルールが必要です。

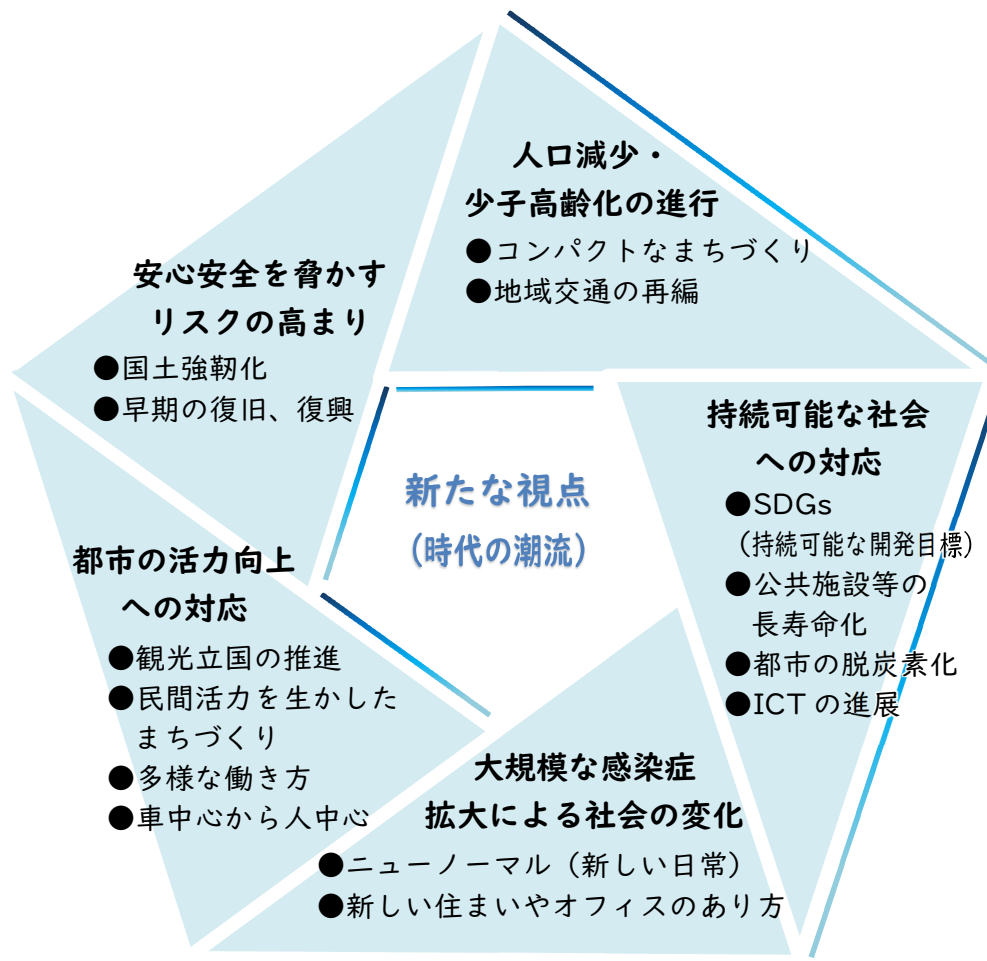
「土地をどう使うか」、「道路、公園、下水道などの都市施設をどのように配置するか」などのルールを定めることによって、計画的な都市づくりを行うことが都市計画です。

都市計画の実現には多くの時間が必要であり、長期的な見通しをもって定めることが重要であることから、都市計画法第18条の2に基づき、都市づくりの将来ビジョンや地域別のあるべき将来像などの基本的な方針を定めたものが「都市マスタープラン」です。

2. 策定の趣旨

本市では、2001（平成13）年に「かごしま都市マスタープラン」を策定し、2004（平成16）年の市町合併に伴い、2007（平成19）年に改訂を行ったほか、2017（平成29）年には都市マスタープランの一部である「かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」を策定し、これらのプランに基づき、都市づくりを進めてきました。

このたび、「かごしま都市マスタープラン」が策定当初の目標年次を迎えることから、これまでの都市づくりの視点に、社会経済情勢の変化など、時代の潮流を見据えた新たな視点を加えた上で、「第二次かごしま都市マスタープラン」を策定するものです。



3. 都市マスタープランの役割

本プランには、主に4つの役割があります。

① 都市の将来像の明示

長期的な視点から都市の将来像や都市づくりの基本理念・基本目標などを示します。

② 都市計画の決定・変更の指針

土地利用の規制・誘導、市街地開発事業、道路や公園など、個別の都市計画に対する基本的な方向性を示します。

③ 市総合計画の都市計画に関する部門の実現化計画

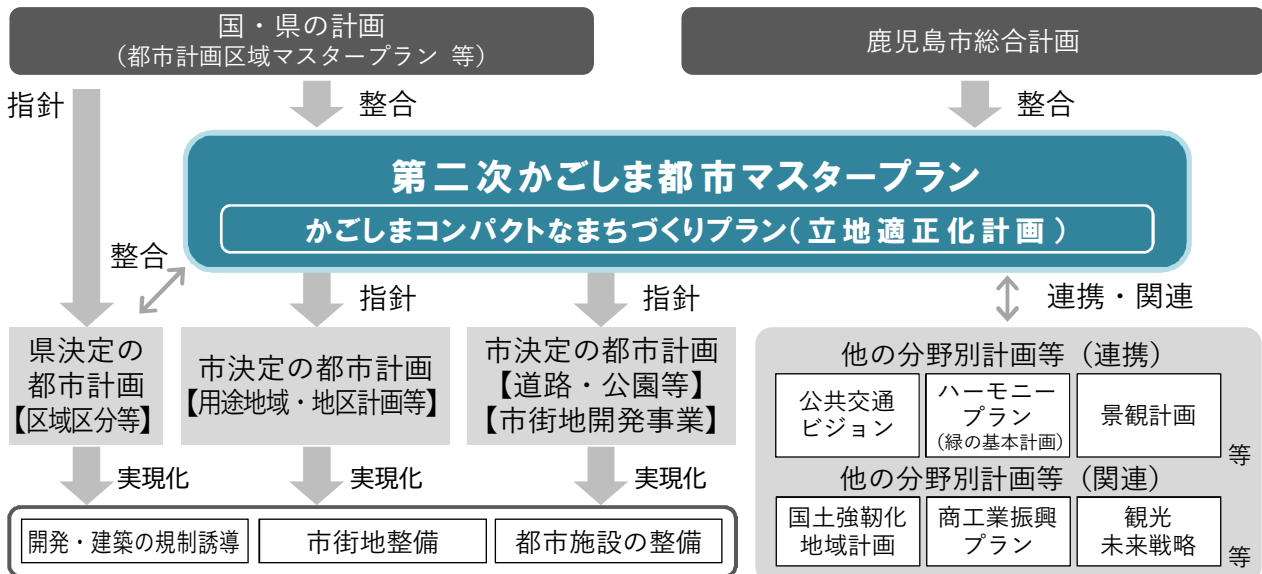
市総合計画を基本に、国や県の広域的な計画と整合を図り、実施中又は計画・構想中の都市計画に係る事業などの指針となるものです。

④ 市民の理解と協働の促進

都市づくりの方向性などを市民と共有することで、都市計画に関する市民の理解を深め、協働を促進します。

4. 都市マスタープランの位置づけ

本プランの位置づけは、以下のとおりです。



5. 都市マスタープランの目標年次

本プランの目標年次は、2022(令和4)年度から20年後とします。

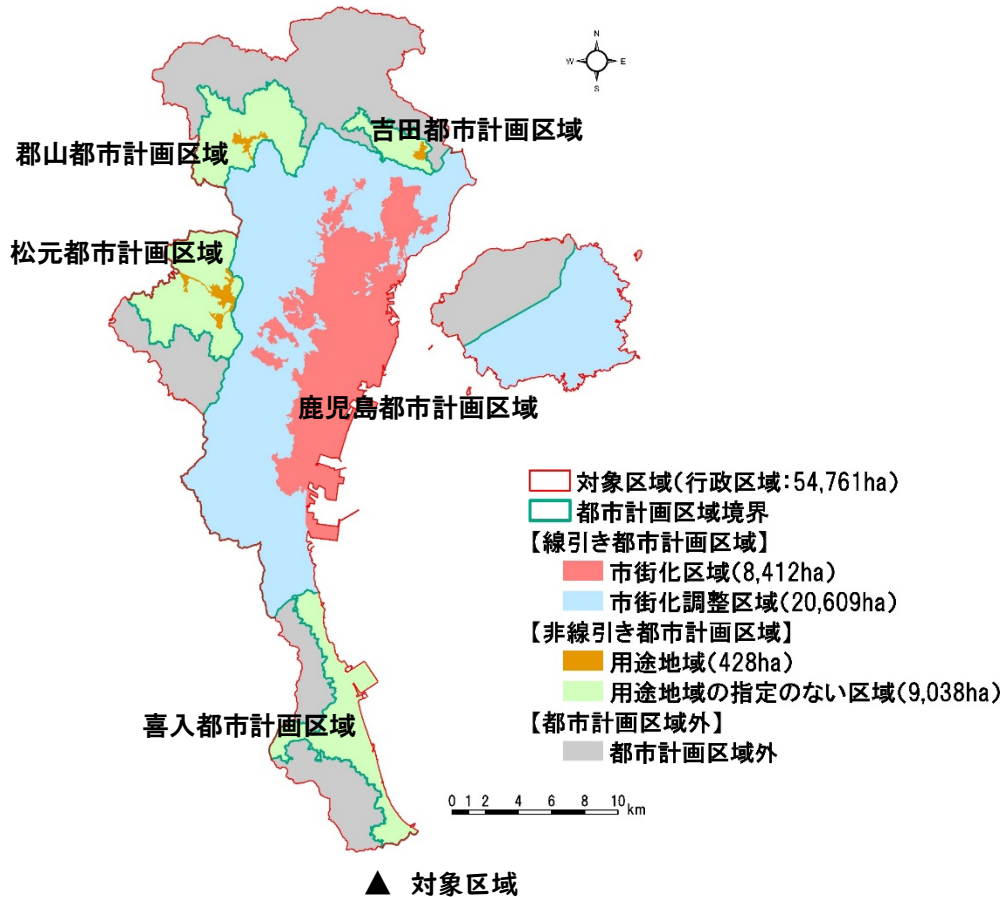
ただし、社会経済情勢の急激な変化や市総合計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて内容の見直しを検討します。

期間：2022(令和4)年度から20年後

6. 都市マスタープランの対象区域

本市では、2004（平成16）年の合併により、1つの線引き都市計画区域と4つの非線引き都市計画区域、都市計画区域外が併存しています。

本プランでは、都市計画区域外を含む市全域を対象区域とします。



7. SDGs との関連

国連の持続可能な開発目標（SDGs）は、世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本プランでは、関連の深い12のゴール達成に向け、都市づくりを推進します。

